

悪質商法は

高齢者を狙っています！



訪問販売でのトラブル 《住宅修理》



無料点検
しますよ



今すぐ修理が必要、
火災保険で負担なく
修理できますよ



老朽化による修理に該当するの
で保険金は下りないと言われた

- 本当に保険金が支払われるか分からないので、すぐには契約せず
加入者自身で契約している保険会社に確認する
- 突然訪問してきた業者には、安易に屋根などを点検させない
- 修理を依頼する場合には複数の業者から見積もりを取る

電話勧誘販売でのトラブル《光回線サービス》



アナログ回線が
廃止されますよ



光回線に契約しないと今の
固定電話が使えなくなります



だがその必要は
なかった

- アナログ回線が廃止されIP網へ移行しても、固定電話は継続して
利用可能で切り替えに伴う手続きも不要

留守番電話設定が有効です！

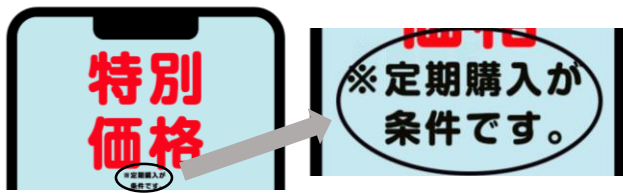
電話勧誘やニセ電話詐欺などの多くは自宅の固定電話にかかってきています。自宅にいるときでも常に留守番電話に設定し、直接話さないことが効果的な対策です。更に、留守番電話メッセージを「犯罪被害防止のため留守番電話に設定している」などのメッセージに変更することで、より高い効果が期待できます。

いざというときに役立つクーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘による契約などは、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約解除ができます。ただし、インターネットなどでの通信販売や自動車、使用済みの消耗品など、適用されない取引もあります。詳しくはお問い合わせください。

うまい話はありません！

通信販売でのトラブル(ネット通販など)《定期購入が条件》



「特別価格」と安くなっていたので購入したが、詳細が小さく書かれていて、定期購入が条件となっていた。2回目から高額な商品が届いた。



化粧品の定期購入が、いつでも解約できるとなっていたが、解約のための窓口に電話を何度かけてもつながらなかった。

- 通信販売はクーリング・オフの対象外なので要注意！
- 購入する前に、定期購入であるか、総額はいくらか、返品や解約の条件はどうなっているかを、利用規約などで必ず確認する。
- 電話する時間帯を変えてこまめに電話するとともに、メールやファックスなど、ほかの解約方法はないのかをホームページなどで確認する。

移転のお知らせ

つくば市消費生活センターは、令和6年(2024年)2月中旬につくば市吾妻1-10-1(つくばセンタービル1階)に移転する予定です。なお、電話番号や受付時間については変更ありません。

つくば市消費生活センター

〒305-0031 つくば市吾妻一丁目2番地5

029-861-1333(相談専用)

●月曜日～金曜日(土・日・祝日・12/29～1/3は除く)
9:00～12:00 13:00～16:00

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります。

局番なし**188**

●年末年始を除いて原則毎日利用可能、受付曜日・時間は窓口により異なります。